

市制施行 100 周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウム企画運営等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市（以下「発注者」という。）が発注する「市制施行 100 周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウム企画運営等業務」（以下「本業務」という。）において、その契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業務名 市制施行 100 周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウム企画運営等業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで
- (4) 提案上限金額 ￥9,851,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案上限金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※ 提案上限金額を超えた提案は失格とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者（以下「提案参加者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) この公告の日の 5 年前の日から参加申込期間までの間において、本市又は他官公庁の本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。

3 スケジュール

公告	令和5年12月15日(金)
質問受付締切	令和5年12月27日(水)午後5時00分まで
質問回答	令和6年1月10日(水)
参加申込書等及び 企画提案書受付締切	令和6年1月17日(水)午後5時00分まで
資格審査結果通知	令和6年1月19日(金)
書面審査	令和6年1月22日(月)から1月29日(月)
決定通知	令和6年1月31日(水)(予定)
見積徴取及び契約締結	令和6年2月上旬(予定)

4 参加手続等

実施要領及び仕様書、所定様式の配布

(1) 公開期間 公告の日から令和6年1月17日(水)午後5時00分まで

(2) 公開場所 郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト→入札・契約ポータルサイト→入札情報→その他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/95887.html>

なお、郵送による配布は行わないものとする。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和5年12月27日(水)午後5時00分まで

(2) 提出書類 質問回答書(様式1)

(3) 提出方法 電子メールのみ。「12 担当部局」宛て送信。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送信先に連絡すること。また受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

(4) 回答期限 令和6年1月10日(水)

(5) 回答方法 質問者に対して電子メールで回答する。なお、質問要旨及び回答内容は同日、郡山市ウェブサイトに掲載(社名非公表)する。ただし、質問者の特殊な技能、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

6 参加申込書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 業務実績表(様式3)

この公告の日の5年前の日から参加申込期限までの間において、本市又は他官公庁の本業務と同種又は同類の業務を行った主な実績について、発注者、実施年度、業務の概要等を記載す

ること。

ウ 法人概要書（任意様式。パンフレット可）

エ 印鑑証明書

オ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

※ 発行日から3か月以内で、最新の登録事項を確認できるもの。

カ 納税証明書の写し（国税及び郡山市税）

※ 法人税及び消費税等について未納税額がない証明、郡山市税については、市内に納税義務を有する場合のみ。

キ 委任状（様式4）

※ 支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

(2) 提出期限 令和6年1月17日（水）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出方法 郵送又は持参にて「12 担当部局」宛て提出。

※ 郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

7 企画提案書の作成及び提出

提案参加者は、次に掲げる書類（全て法人名を表記したもの1部、法人名を表記しないもの8部）計9部を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）※提案は、1社について1案とする。

仕様書記載の業務内容ごとに、具体的な企画内容等を記載すること。

イ 業務実績表（様式3「6（1）イ」に同じ）

ウ 業務実施体制（任意様式）

本業務を受託するに当たっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割等を記載すること。

エ 業務スケジュール（任意様式）

令和6年2月上旬に契約を締結するものと想定し、委託期間中の業務スケジュール案を記載すること。

オ 参考見積書（任意様式）

経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む）を記載することとし、できるだけ具体的に記載すること。

(2) 提出書類の記載要領

ア 企画提案書は、A4判縦サイズに横書きで記載し、印刷したものを、左とじ（ダブルクリップ留め）をして提出すること。また、片面印刷とし、様式区分ごとにインデックスを付すこと。

イ 企画提案書は、A4判で40ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。

ウ 企画提案書に用いる文字サイズは、11ポイント以上（図中の説明は8ポイント以上）とすること。

エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

(3) 提出期限 令和6年1月17日(水)午後5時00分まで(必着)

(4) 提出方法 郵送又は持参にて「12 担当部局」宛て提出。

※ 郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。また、提出書類の電子データを提出すること。

8 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を満たす者を審査する。結果については、令和6年1月19日(金)までに書面により通知する。

(2) 発注者は、プロポーザルについて審査を行うため、市制施行100周年記念 安積疏水・安積開拓シンポジウム企画運営等業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(3) 書面審査及びヒアリング

委員会は、提出された企画提案書等について書面審査を実施し、最も優れている企画提案者を決定する。この際、必要に応じヒアリングを実施できるものとする。

審査結果については、書面により通知する。

9 選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者に、次の評価の高い者を次順位者として決定する。

(1) 提案内容の的確性(10点)

(2) 提案内容の独創性(20点)

(3) 提案内容の実現性(5点)

(4) 参考見積(5点)

(5) 業務実施体制(5点)

(6) 業務実績(5点)

※ 評価点満点の50%未満の場合は不採択とし、再度公募を行うものとする。次順位者においても、同様の取り扱いとする。

※ 提案参加者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により、発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合は、その者との契約に何ら支障が無いものとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

11 契約条件

- (1) 提出された提案書等について委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「10 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある（契約締結までに指名停止になる等）。
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）第 8 条第 1 項第 5 号の規定により免除とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 委託料の支払いについては、発注者は、全ての業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から 30 日以内に行うものとする。

12 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市役所本庁舎 1 階

郡山市農林部農地課（担当：山口）

電話番号 024-924-3921

E-mail nouchi@city.koriyama.lg.jp

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却せず、著作権は提案参加者に帰属するが、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、発注者はその写しを使用できるものとする。
- (4) 提出書類はプロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、提案参加者の負担とする。
- (6) プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。